

市町村及び検診機関に対する助言方針案

1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

1 一次検診及び精密検査の受診勧奨

(現状)・令和2年度の胃がん検診受診者は前年度に比べて約4,800人減、大腸がん検診は約9,400人減と、例年になく減少。(資料1)

・胃、大腸がん検診、腹部超音波及び肝炎ウイルス検査については、精検受診率が県の目標値である90%に達していない。(資料1)

- がんの早期発見・早期治療の機会を逸さないよう、一次検診及び精密検査の受診勧奨を強化されたい。
- 勧奨に際しては、がん検診及び精密検査の受診は不要不急の外出にはあたらないことを明確化し、周知することが必要。
- 今後、胃、大腸がんの県下統一で行う精度管理の仕組みづくりを通じて、精度管理及び精検受診率の向上を図るべき。
- 各市町村においては、受診者に占める国保人間ドックの割合が高い場合、その精検受診対策の見直しを検討されたい。
- 各検診機関においては、市町村との契約内容を確認したうえ、精検受診対策の実施を徹底されたい。

1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

2 がん検診の実施体制(市町村)

(現状)・市町村チェックリストについて、実施率が低い項目が多く、県全体の実施率が全国下位。(資料2)

○ 次に掲げる市町村チェックリストの項目について、未実施の市町村は実施に向けた検討が必要。

(1) 検診対象者の情報管理

- ① 対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成した対象者名簿を基に、個別に受診勧奨を行うこと
- ② 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎(手紙・電話・訪問等)に行うこと

(2) 受診者への説明、及び要精検者への説明

- ① 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布すること
- ② 要精検者全員に対し受診可能な精検機関名の一覧を提示し、掲載した全ての精検機関には、あらかじめ精検結果の報告を依頼すること

(3) 精検結果の把握、精検未受診者の特定と受診勧奨

- ① 精検方法及び、精検結果を把握し、結果が不明の者については、本人もしくは精検機関への照会等により、結果を確認すること
- ② 個人毎の精検方法及び、精検結果を、市町村、検診機関、精検機関が共有すること
- ③ 過去5年間の精検方法及び、精検結果を記録すること
- ④ 精検未受診と精検結果未把握を定義に従って区別し、精検未受診者を特定し、精検の受診勧奨を行うこと

(4) 検診機関の質の担保

- ① 委託先検診機関を、仕様書の内容に基づいて選定すること
- ② 仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たすこと
- ③ 検診終了後に、委託先検診機関で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認すること
- ④ 検診機関に精度管理評価、検診機関用チェックリストの遵守状況、検診機関毎のプロセス指標値を個別にフィードバックすること
- ⑤ 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関に改善策をフィードバックすること

(5) 陽性反応適中度、早期がん割合、胃・大腸がんの粘膜内がん、非浸潤がんの集計

- ① 各指標について、性別・年齢5歳階級別、検診機関別、検診受診歴別に集計すること

1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

3 がん検診の実施体制(検診機関)

(現状)・検診機関チェックリストにおいて、実施率が低い項目がある。(資料2)

○ 次に掲げる検診機関チェックリストの項目について、未実施の検診機関は実施に向けた検討が必要。

【胃がん検診】

(1) 問診、胃部X線撮影、胃内視鏡検査の精度管理

- ① 胃部X線撮影に携わる技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得していること
(撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く)
- ② 胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルを参考にし仕様書に明記していること

(2) 胃内視鏡画像の読影の精度管理

- ① 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェックを行うこと
- ② 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得していること

(3) システムとしての精度管理

- ① 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の胃がん専門家を交えた会)を設置しているか、もしくは、市町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加していること

【大腸がん検診】

(1) 検査の精度管理

- ① 便潜血検査キットのキット名、測定方法(用手法もしくは自動分析装置法)、カットオフ値(定性法の場合は検出感度)を仕様書にすべて明記していること

(2) システムとしての精度管理

- ① 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内になされていること
- ② 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握していること